

令和2年第1回定例会
赤井川村議会会議録
第3日（令和2年3月11日）

◎議事日程（第3日）

追加日程

- | | | | |
|-----|-----------------------------|----------------------|---------------------------|
| 第 2 | 予算特別委員会 | 議案第18号 | 令和2年度赤井川村一般会計予算 |
| 第 3 | 委員長報告 | 議案第19号 | 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 4 | | 議案第20号 | 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計予算 |
| 第 5 | | 議案第21号 | 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算 |
| 第 6 | | 議案第22号 | 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算 |
| 第 7 | | 議案第23号 | 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計予算 |
| 第 8 | 決議案第1号 | 「民族共生の未来を切り開く」決議について | |
| 第 9 | 農産物加工施設
検討特別委員会
委員長申出 | 閉会中の継続審査申出書 | |
| 第10 | 総務開発常任委
員会委員長申出 | 閉会中の継続調査申出書 | |
| 第11 | 議会運営委員会
委員長申出 | 閉会中の継続調査申出書 | |

◎出席議員（8名）

1番	連	茂君	2番	曾根敏明君
3番	辻	康君	4番	能登ゆう君
5番	湯澤幸敏君	6番	川人孝則君	
7番	山口芳之君	8番	岩井英明君	

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬場	希君
副	村長	大石	和朗君
会	計管理者	小畑	信幸君
総	務課長	高松	重和君
保	健福祉課長	藤田	俊幸君

介護保険課長	神	信	弘	君	
産業課長	秋	元	千	春	君
建設課長	今	城		豪	君
教育長	根	井	朗	夫	君
教育委員会次長	谷		早	苗	君
代表監査委員	大	西	敏	典	君
農業委員会会長	阿	部		猛	君
選挙管理委員会 委員長	大	山	政	紀	君

◎議会事務局

事務局長	瀬	戸	雅	哉	君
書記	青	木	秀	英	君

(午後 4時07分開議)

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎日程の追加

- 議長（岩井英明君） 予算特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。
この際、これらを日程に追加し、追加日程第2から追加日程第7として一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

◎追加日程第2ないし追加日程第7 予算特別委員会委員長報告

- 議長（岩井英明君） よって、追加日程第2から追加日程第7、予算特別委員会委員長報告を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

- 予算特別委員会委員長（川人孝則君） 予算特別委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第18号 令和2年度赤井川村一般会計予算、議案第19号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計予算、議案第21号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算、議案第22号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算並びに議案第23号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計予算について審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

- 議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へお戻りください。

この際、討論については省略いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号 令和2年度赤井川村一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第18号 令和2年度赤井川村一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第19号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第20号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第21号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第22号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第23号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

川人孝則君外1名より決議案第1号が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第8として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第8、決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議についてを議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第8 決議案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第8、決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川人議員。

○6番（川人孝則君） 決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議について。

会議規則第14条の規定により上記の決議案を別紙のとおり提出いたします。

令和2年3月11日提出。提出者、赤井川村議会議員、川人孝則。賛成者、赤井川村議会議員、連茂。

皆様ご承知のとおり、北海道には弥生時代と呼ばれるものがなく、13世紀ぐらいまで縄文、擦文とされる時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は狩猟や漁労により独自の文化を形成していました。2019年4月にはアイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されました。このようなことから、ウポポイが開設されるこの機会に、道内各地の村から先頭に立って民族共生社会を創り上げていくという決意を表明したく、決議案を提出し

ます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

決議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議については、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

農産物加工施設検討特別委員会委員長より閉会中の継続審査申出書が、総務開発常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書がそれぞれ提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第9から追加日程第11として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第9、農産加工施設検討特別委員会委員長申出及び追加日程第10、総務開発常任委員会委員長申出並びに追加日程第11、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第9 農産物加工施設検討特別委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第9、農産物加工施設検討特別委員会委員長申出を議題といたします。

農産物加工施設検討特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第10 総務開発常任委員会委員長申出

○議長(岩井英明君) 次に、追加日程第10、総務開発常任委員会委員長申出を議題といたします。

総務開発常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第11 議会運営委員会委員長申出

○議長(岩井英明君) 次に、追加日程第11、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

以上をもって本定例会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和2年第1回赤井川村議会定例会を閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回赤井川村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後 4時18分閉会）